

横浜市指定難病審査会運営要綱

制 定 平成30年3月16日 健保事第3794号（健康福祉局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市指定難病審査会条例（平成30年3月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、横浜市指定難病審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、次に掲げる者のうちから市長が委員を任命し、組織する。

- （1）難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に規定する指定医
- （2）本市に所属する公衆衛生医師

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第4条 会長は、審査会において必要があると認められるときは、専門的事項に関し学識経験を有する関係者その他の関係者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はその関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の非公開）

第5条 会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。（以下「条例」という。）第31条ただし書の規定により、原則として非公開とする。

- 2 会議の資料及び委員名簿は、前項と同様の扱いとする。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、健康福祉局において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。